（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　表題の「保険負債の商品別差異調整」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「保険負債の商品別差異調整（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「保険負債の商品別差異調整（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には「保険負債の商品別差異調整（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には「保険負債の商品別差異調整（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。

2　「保険負債」の項のイ欄には、貸借対照表（連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結貸借対照表。以下この様式において同じ。）の負債の部に計上される保険契約準備金の額のうち、ソルベンシー・マージン比率告示第一条第二十五号に規定する額に該当するものの額を除いた額を記載し、「保険負債」の内訳である各項のイ欄には、当該額について、これらの項に掲記する区分ごとの額を記載すること。

3　「保険負債」の項のへ欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第十一条に規定する経済価値ベースの保険負債の額（ただし、MOCEの額を除く。）を記載し、「保険負債」の内訳である各項のへ欄には、「保険負債」の項のへ欄に記載した額について、これらの項に掲記する区分ごとの額を記載すること。

4　「再保険回収額」の項のイ欄には、保険契約を再保険に付した場合において、当該再保険に係る資産を貸借対照表に計上しているときには、その額を記載し、「再保険回収額」の内訳である各項のイ欄には、当該額について、これらの項に掲記する区分ごとの額を記載すること。

5　「再保険回収額」の項のへ欄には、再保険回収額（ソルベンシー・マージン比率告示第三章第三節に規定する再保険回収額をいう。以下同じ。）を記載し、「再保険回収額」の内訳である各項のへ欄には、当該額について、これらの項に掲記する区分ごとの額を記載すること。

6　各項について、イ欄の額とへ欄の額の差額のうち、ロ欄の「再保険のグロスアップ」には、再保険回収額の計上に起因するものの額、ハ欄の「非経済前提の更新」には、貸借対照表の負債の部に計上される保険契約準備金の額の計算に使用した非経済前提を、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に当たって、ソルベンシー・マージン比率告示第三章に定めるところにより、保険負債の経済価値評価の額及び再保険回収額を計算する上で使用した非経済前提に更新したことに起因するものの額、ニ欄の「経済前提の更新」には、貸借対照表の負債の部に計上される保険契約準備金の額の計算に使用した経済前提（市場において観察可能な変数を基礎として決定する計算前提をいう。以下同じ。）を、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に当たって、ソルベンシー・マージン比率告示第三章に定めるところにより、保険負債の経済価値評価の額及び再保険回収額を計算する上で使用した経済前提に更新したことに起因するものの額、ホ欄の「その他」には、ロ欄からニ欄のいずれにも該当しない要因によるものの額をそれぞれ記載すること。

7　ロ欄の「再保険のグロスアップ」については、当該欄に記載すべき額に重要性が乏しい場合には、当該欄に記載すべき額をホ欄の「その他」に含め、ロ欄の記載を省略することができる。この場合においては、当該欄に計上すべき額については、重要性が乏しいことからホ欄に含めている旨を注記すること。

8　生命保険会社、生命保険会社及びその子会社等、外国生命保険会社等、特定生命保険業免許を受けた免許特定法人並びに生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあっては、損害保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しい場合には、「保険負債」及び「再保険回収額」のそれぞれの項の内訳である「損害保険契約等」の項の内訳である各項の記載を省略することができる。この場合（ただし、損害保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額が０である場合を除く。）において、損害保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しいことから、「損害保険契約等」の内訳である各項の記載を省略している旨を注記すること。

9　損害保険会社、損害保険会社及びその子会社等、外国損害保険会社等、特定損害保険業免許を受けた免許特定法人並びに損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあっては、生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しい場合には、「保険負債」及び「再保険回収額」のそれぞれの項の内訳である「生命保険契約等」の項の内訳である各項の記載を省略することができる。この場合（ただし、生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額が０である場合を除く。）において、生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しいことから、「生命保険契約等」の項の内訳である各項の記載を省略している旨を注記すること。

10　「保険負債」及び「再保険回収額」のそれぞれの項について、「生命保険契約等」の項の内訳として掲記している「個人保険」、「個人年金」、「団体保険」、「団体年金」及び「上記以外」の項については、自社の有する保険契約ポートフォリオに鑑み、適切な名称を付した上で、重要な内訳区分を追加すること。

11　「保険負債」及び「再保険回収額」のそれぞれの項について、「損害保険契約等」の項の内訳である「未経過責任に係る保険負債」及び「既経過責任に係る保険負債」の項の内訳として掲記